

## 随意契約締状況

令和4年3月分

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込み 単位:円）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
1	自動扉年間点検保守請負契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年3月17日	ナブコドア株式会社 松江市西嫁島1-5-22	6,468,000	当該機器の納入メーカーであり、信頼における保守管理が出来るため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
2	駐車料金精算装置保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年3月23日	株式会社大幸電設 松江市西津田9丁目3番18号	1,122,000	当該装置の代理店であり、信頼における保守管理ができる。また、松江市内に事務所を有し、故障時の早急な対応が可能であるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
3	ガスタービン発電装置保守契約	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年3月28日	株式会社山陰ディーゼル商事 松江市学園1丁目16番46号	1,859,000	専門的な知識・技術・能力による業務であり、競争に付することが不利であるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
4	高圧受電設備（常用系）保安検査	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年3月31日	島根電工(株)松江営業所 松江市東本町5丁目32番地	1,232,000	本院の受電設備に精通しており、松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能のため。 日本赤十字社会計規則第36条5項及び会計規則施行細則第35条第1号を適用。	